

第26回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

「1. 企業集団の現況に関する事項」における次の事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ①事業の経過及びその成果
- (2) 財産及び損益の状況
- (3) 対処すべき課題
- (4) 主要な事業内容
- (5) 主要な事業所
- (6) 従業員の状況
- (7) 主要な借入先の状況

「2. 会社の株式に関する事項」

「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

「4. 会計監査人に関する事項」

「5. 業務の適正を確保するための体制」

「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「7. 剰余金の配当等の決定に関する方針」

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類に係る会計監査報告

■監査役会の監査報告

(2023年5月21日から2024年5月20日まで)

株式会社クスリのアオキホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年5月21日～2024年5月20日）のわが国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う経済再開により、社会経済活動の正常化が進みました。一方、国際情勢の緊迫化やエネルギー価格の高騰、継続的なインフレ圧力等、消費環境の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、物価上昇に伴い消費者の節約志向は一層強まっております。そのような中で、異業種を含む競合他社との熾烈な出店や価格、人材獲得競争、さらには業界上位企業による経営統合やM&Aによる規模拡大等、経営環境は一層厳しさを増しております。今年元日に発生した「令和6年能登半島地震」という重大な自然災害により、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の営業エリアである石川県能登地方は甚大な被害に見舞われました。復興に向けて着実に歩みを進めており、当社も地域のお客様の生活を支える店舗として、速やかな営業再開を行っており、引き続き、地域貢献に努めてまいります。

このような環境のもと、当社グループは地域のかかりつけ薬局として調剤薬局併設率の向上を図るとともに、既存店の改装を中心に生鮮食品等の品揃えを強化することで「フード&ドラッグ」によるワンストップショッピングを実現し、少子高齢化や働き方の多様化に伴い、経済や消費の状況が目まぐるしく変動している現代においてお客様により一層、利便性を提供できるよう努めてまいりました。引き続き、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業づくりを目指します。」という理念の下、地域のお客様に支持される、「常に明るく、入りやすく、買いやすい」店づくりに注力してまいります。また、進行中の中期経営計画の目標である2026年5月期売上高5,000億円達成を目指し、地域の暮らしを支えるドラッグストアとして尽力してまいります。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを北信越に18店舗、東北に3店舗、関東に10店舗、東海に4店舗、関西に10店舗の合計45店舗の出店を行い、さらなるドミナント化を推進いたしました。また、M&Aにより、静岡県に1店舗、愛媛県に9店舗のスーパーマーケットを獲得いたしました。ドラッグストア併設調剤薬局は、北信越に15薬局、東北に13薬局、関東に20薬局、東海に11薬局、関西に11薬局の合計70薬局を新規に開設いたしました。一方、ドラッグストア5店舗を閉店いたしました。

これにより当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア936店舗（うち調剤薬局併設594店舗）、調剤専門薬局6店舗、スーパーマーケット11店舗の合計953店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,368億75百万円（前期比15.3%増）、営業利益185億69百万円（同21.4%増）、経常利益201億1百万円（同5.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益123億7百万円（同0.2%減）となりました。

なお、費用面につきましては、2020年1月9日開催の取締役会で決議いたしました新株予約権の行使に係る業績条件を満たすことから、株式報酬費用6,810百万円を計上しております。

当社グループは、当連結会計年度を含む、直近3連結会計年度において、過去最高の売上高を更新し、安定した財務基盤の構築と収益性の向上に努めてまいりました。今後も持続的な成長の実現に向けて、企業価値の向上を引き続き推進してまいります。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は421億40百万円（売上構成比9.6%、前期比2.7%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は561億87百万円（同12.9%、同8.7%増）となりました。

ハ. ライフ部門（家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は809億77百万円（同18.5%、同10.1%増）となりました。

ニ. フード部門（食品や飲料等）

お客様の日常生活を支えるために、食品や飲料の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、フード部門の売上高は2,114億1百万円（同48.4%、同24.5%増）となりました。

ホ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局70薬局を開局するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は461億68百万円（同10.6%、同7.7%増）となりました。

(2) 財産及び損益の状況

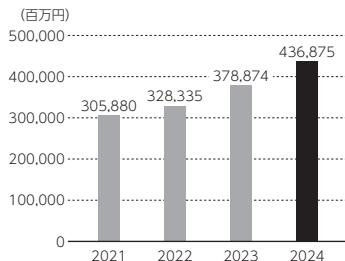
区分	第23期 2021年5月期	第24期 2022年5月期	第25期 (前連結会計年度) 2023年5月期	第26期 (当連結会計年度) 2024年5月期
売上高 (百万円)	305,880	328,335	378,874	436,875
経常利益 (百万円)	17,344	15,785	19,129	20,101
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,062	9,839	12,326	12,307
1株当たり当期純利益 (円)	127.52	104.02	130.31	130.11
総資産 (百万円)	195,917	234,201	274,301	303,453
純資産 (百万円)	77,669	86,930	98,546	117,420

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の連結会計年度の期首から適用しており、第24期の連結会計年度以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

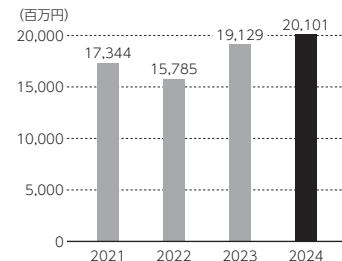
2. 第26期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数 94,595,913株

3. 当社は、2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益は、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

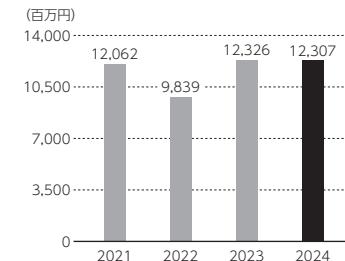
■売上高



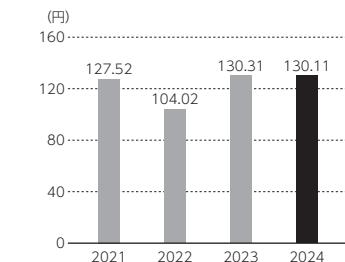
■経常利益



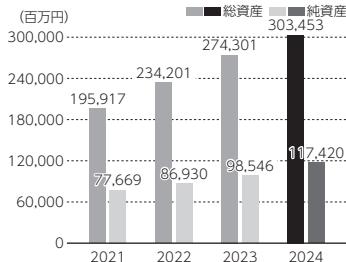
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



(3) 対処すべき課題

昨今の我が国においては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う経済再開により、経済活動の正常化が進みました。一方で、ウクライナ情勢の長期化等に伴う原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況は継続すると想定されます。

物価上昇に伴い、消費者の節約志向も年々強まる一方で、業界内においても、消費行動の著しい変化に加え異業種を含む競合他社との熾烈な出店競争や価格競争、業界上位企業による経営統合やM&A等による寡占化が進んでおり、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境下において、当社グループは、2022年5月期から2026年5月期までの5か年を対象とする中期経営計画を策定しました。『あなたの町で、「便利な暮らし」と「笑顔につながる健康」を支えるドラッグストアを目指して』をテーマに、フード&ドラッグの実現、調剤併設率70%の達成、ドミナント化の3つを重点施策としており、生鮮食品等の品揃え強化や地域のかかりつけ薬局としての併設調剤薬局の積極的な開局等、お客様のニーズに対応していくことで、売上高5,000億円の達成を目標としております。

引き続き、当社の強みを活かして競合他社との差別化を図ると共にお客様の利便性を向上させ、なくてはならない存在となるように努めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (2024年5月20日現在)

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売業を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社4社及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(5) 主要な事業所 (2024年5月20日現在)

当社本社 石川県白山市横江町5180番地

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県101店舗、富山県96店舗、福井県60店舗、新潟県82店舗、長野県34店舗、群馬県86店舗、埼玉県39店舗、栃木県52店舗、茨城県54店舗、千葉県26店舗、山梨県5店舗、岐阜県66店舗、愛知県45店舗、三重県35店舗、静岡県19店舗、滋賀県37店舗、奈良県12店舗、京都府19店舗、大阪府10店舗、福島県24店舗、宮城県11店舗、岩手県22店舗、山形県9店舗、愛媛県9店舗

(6) 従業員の状況 (2024年5月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,949名	175名増	32.9歳	5.2年
女性	1,786名	100名増	29.3歳	3.5年
合計又は平均	4,735名	275名増	31.6歳	4.5年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 6,432名がおります。
2. 従業員数が前期末に比べ275名増加したのは、新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	29名	1名増	38.8歳	8.8年
女性	14名	0名増	28.4歳	6.1年
合計又は平均	43名	1名増	35.4歳	7.9年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 4名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年5月20日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	21,903
株式会社三井住友銀行	15,111
株式会社北國銀行	12,413
株式会社みずほ銀行	10,701
株式会社北陸銀行	6,140
株式会社日本政策投資銀行	5,554
農林中央金庫	3,724
三井住友信託銀行株式会社	3,191
株式会社富山銀行	2,508
株式会社福井銀行	2,449

2. 会社の株式に関する事項（2024年5月20日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 240,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 94,597,680株 |
| (3) 株主数 | 28,351名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
イオン株式会社	9,444	9.98
青木宏憲	7,496	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,603	6.98
青木孝憲	5,378	5.68
株式会社 ツルハ	4,860	5.13
青木保外志	4,447	4.70
合同会社 A 8 7 0	4,167	4.40
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	4,040	4.27
合同会社 K S Aviation	3,659	3.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,293	3.48

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,851株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は160,000,000株、発行済株式の総数は63,065,120株それぞれ増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(2024年5月20日現在)

	第5回新株予約権
新株予約権の割当日	2020年1月28日
新株予約権の数(注)1	35,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,500,000株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり683,100円 (1株当たり2,277円)
権利行使期間	2024年8月21日から 2029年12月31日まで
行使の条件	(注)2、3、4
取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 35,000個 目的となる株式数 10,500,000株 保有者数 2名
社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
監査役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の数は、当社の取締役が交付された当連結会計年度末における総数を記載しております。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の子会社の取締役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。
3. 新株予約権者は、2024年5月期から2029年5月期までの6事業年のいずれかの期において、当社の経常利益が220億円を超過した場合、本新株予約権を当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日から行使することができます。ただし2020年5月期以降、上記の目標を達成する前に、経常利益が110億円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできません。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、当該損益計算書に、のれん償却費用及び本新株予約権に係る株式報酬費用控除前経常利益をもって判断するものといたします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会に定めるものといたします。
4. 上記3にかかわらず、本新株予約権の割当日から2024年5月20日までの間に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の終値の平均値(当日を含む連続した過去42取引日の平均値)が、一度でも行使価額の70%を下回った場合、それ以降、新株予約権者は未行使の新株予約権を行使することができません。
5. 2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、第5回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) **当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項**
該当事項はありません。

- (3) **その他の新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

(1) 当社グループの役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び社会規範に基づいた行動を取るために、当社グループ共通の企業行動基準である「企業倫理規程」を定め、それをすべての役員、使用人に周知させるものとする。

②社長直轄の内部統制推進室をコンプライアンス担当部署とし、当社グループ全体のコンプライアンス維持及び推進の観点から、規程・ガイドライン等の策定及び改定、当社グループ内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ各社、各部署を横断的に統括する。

③法令や社内規程上疑義のある行為等について、当社グループの使用人が直接情報提供を行うための手段として「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。社内窓口併せて、社外の弁護士による通報・相談窓口を設置し、適正に運用する。

④反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては当社グループ全体で毅然とした態度で対応する。

⑤当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、書面または電磁的方法により、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、当社グループの新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。グループリスク管理委員会（委員長 管理担当取締役）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行う。

グループリスク管理委員会は、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画に基づき、取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、当社グループの各取締役は、各社・各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を適宜、担当取締役に報告する。

(5) **当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び監査役会に報告するものとする。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

(7) **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

当社グループの取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。なお、「コンプライアンス・ホットライン運用規程」では、利用者（通報者）がコンプライアンス・ホットラインを利用したことを理由に、当該通報者に対し不利な取り扱いを行ってはならない旨を定めている。

(9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役（補欠監査役も含む）のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的に開催する。

(11) **財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **取締役会における決議内容の概要**

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、M&A、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な規程の改定等の決議を行っております。

(2) **当期における主な取組の概要**

① **リスクマネジメント**

イ. 当社グループのリスクをより包括的に対応するため、「危機管理委員会」を「グループリスク管理委員会」に改称し、さらに、サステナビリティに関して具体的に議論するための下部組織として「サステナビリティ委員会（事務局 経営戦略室経営企画課）」を新たに設置しております。

ロ. 環境対策に関する取組として、一部店舗において、太陽光パネル、電力監視装置及びエネルギー制御システム等の導入を推進するなど、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。

ハ. 災害に関する取組として、災害対策マニュアル等により、有事に備えて会社として対応できる体制の運用を継続するとともに、2024年1月に発生しました能登半島地震対応を教訓に、より一層体制強化に向けて取り組んでおります。

ニ. 情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。

ホ. 社内マニュアル等により、適切な労務管理方法を当社従業員に対して周知し、36協定の遵守及び年次有給休暇の運用等、労働環境の改善に継続して努めております。

ヘ. その他リスクマネジメント全般について、平時においては期中発生した事業に特に大きな影響を与えらると思われるリスクに対して、その都度、各部門責任者が直接に取締役へ対策等の提案を行い、取締役から対応を指示しております。

② コンプライアンス

- イ. 当社グループは、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社グループの内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。
- ロ. 「グループリスク管理委員会」について、特にコンプライアンスに関して具体的に議論するための下部組織として「コンプライアンス委員会（事務局 内部統制推進室法務課）」を新たに設置しております。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部統制推進室がリスクベースの内部監査計画に基づきグループ内の業務について監査を実施し、株式会社スリのアオキホールディングスにおいて、代表取締役社長、取締役会及び監査役会等に結果を報告しております。また、グループ内の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定のうえ、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ 重要な規程の改定

「内部統制システム構築の基本方針」を改定しました。2023年9月7日および2024年4月4日の株式会社スリのアオキホールディングスの取締役会決議に基づき、「危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）」を「グループリスク管理委員会（委員長 管理担当取締役）」に改称し、上記①、②にも記載しております「サステナビリティ委員会（事務局 経営戦略室経営企画課）」および「コンプライアンス委員会（事務局 内部統制推進室法務課）」の新設を追記しました。また、グループリスク管理委員会が対応する事項として「環境」に関するリスクを追加する改定を行いました。

その他、多様な働き方のニーズと優秀な人材の維持・確保に対応するため、就業規則類の内容の見直し及び必要に応じて改廃を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて経営基盤強化のために必要な内部留保の充実等を総合的に勘定し、利益配分を決定してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、今後予想される一層の競争激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のため、新規店舗の開設並びに既存店舗の改装などの有効投資に活用し、業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき5円50銭といたしました。当社は、2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。中間配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準として1株当たり16円を2024年1月26日にお支払いしております。当期実績の年間の1株当たり配当金につきましては、株式分割の実施により単純合計ができませんが、株式分割前ベースでの年間配当金は1株当たり32円50銭であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	125,787	流動負債	98,050
現金及び預金	49,125	支払手形及び買掛金	54,242
売掛金	12,246	短期借入金	5,500
商品	47,792	1年内償還予定社債	336
未収入金	16,291	1年内返済予定長期借入金	12,264
その他	334	未払金	9,607
貸倒引当金	△2	未払法人税等	3,884
固定資産	177,665	契約負債	2,342
有形固定資産	148,054	賞与引当金	2,060
建物及び構築物	120,105	ポイント引当金	28
機械装置及び運搬具	7,044	災害損失引当金	119
土地	6,578	店舗閉鎖損失引当金	6
リース資産	6,650	その他	7,656
建設仮勘定	2,360	固定負債	87,982
その他	5,315	社債	1,119
無形固定資産	7,842	長期借入金	70,795
のれん	4,499	リース債務	6,398
その他	3,342	役員退職慰労引当金	257
投資その他の資産	21,767	資産除去債務	9,145
投資有価証券	3,356	その他	266
敷金及び保証金	8,644	負債合計	186,032
繰延税金資産	4,538	純資産の部	
その他	5,238	株主資本	109,810
貸倒引当金	△10	資本金	1,167
資産合計	303,453	資本剰余金	2,166
		利益剰余金	106,480
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	747
		その他有価証券評価差額金	747
		新株予約権	6,862
		純資産合計	117,420
		負債・純資産合計	303,453

連結損益計算書

(2023年5月21日から2024年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		436,875
売上原価		318,784
売上総利益		118,090
販売費及び一般管理費		99,521
営業利益		18,569
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	80	
受取手数料	281	
賃貸収入	278	
補助金収入	1,237	
固定資産受贈益	11	
その他	298	2,231
営業外費用		
支払利息	359	
賃貸収入原価	148	
その他	190	699
経常利益		20,101
特別利益		
固定資産売却益	109	109
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	36	
減損損失	370	
災害による損失	92	
災害損失引当金繰入額	119	639
税金等調整前当期純利益		19,570
法人税、住民税及び事業税	6,541	
法人税等調整額	720	7,262
当期純利益		12,307
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		12,307

連結株主資本等変動計算書

(2023年5月21日から2024年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,167	2,166	95,134	△4	98,465
当期変動額					
剰余金の配当			△961		△961
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,307		12,307
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	11,346	△0	11,345
当期末残高	1,167	2,166	106,480	△4	109,810

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	28	28	52	98,546
当期変動額				
剰余金の配当				△961
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,307
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	718	718	6,810	7,529
当期変動額合計	718	718	6,810	18,874
当期末残高	747	747	6,862	117,420

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社クスリのアオキ
株式会社ナルックス
株式会社フクヤ
株式会社ママイ

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、株式会社ママイの株式を取得したため、同社を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の名称等

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない関連会社数 1社

関連会社の名称 株式会社A 2ロジ

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ママイの決算日は2月29日であり、当該連結子会社の決算日に係る計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 (調剤に用いる薬剤等を除く)

主に総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品 (調剤に用いる薬剤等)

売価還元法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに太陽光発電に係る機械装置については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 3年～17年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 (残価保証の取り決めがある場合は残価保証額) とする定額法を採用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売事業という単一セグメントでの事業を行っております。商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度については、取引価格から減額する方法を採用しております。

受託販売に係る収益については、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法を採用しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、売上高等に応じて付与するポイントは、将来当社グループによるサービスを受けるために利用することができます。付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率等を考慮した算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイント利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ポイントカード制度により販売促進を目的として顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込み額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ. 災害損失引当金

被災した設備の修繕や撤去に備え、将来発生すると見込まれる費用を計上しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんはその効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めていた「機械装置及び運搬具」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「機械装置及び運搬具」は698百万円であります。

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「投資有価証券」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券」は1,159百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 連結計算書類に計上した金額

減損損失	370百万円
有形固定資産	148,054百万円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗別の収益予測、原価率、経費率、資産の処分見込額等の重要な仮定が用いられております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 70,197百万円

(2) コミットメントライン契約

当社グループは資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	—
差引	<u>2,000百万円</u>

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金	127百万円
建物	706百万円
土地	<u>1,319百万円</u>
計	2,153百万円

②担保に係る債務

1年内償還予定社債	212百万円
1年内返済予定長期借入金	521百万円
社債	931百万円
長期借入金	<u>2,681百万円</u>
計	4,345百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,532,560	63,065,120	—	94,597,680
合計	31,532,560	63,065,120	—	94,597,680
自己株式				
普通株式	535	1,316	—	1,851
合計	535	1,316	—	1,851

(注) 1. 当社は、2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加63,065,120株は株式分割によるものであります。

3. 自己株式の増加1,316株は、株式分割による増加1,070株及び単元未満株式の買取による増加246株
(株式分割前114株、株式分割後132株)であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月30日 取締役会	普通株式	457	14.50	2023年5月20日	2023年8月3日
2023年12月28日 取締役会	普通株式	504	16.00	2023年11月20日	2024年1月26日

(注) 2023年12月28日取締役会決議による1株当たり配当額については、基準日が2023年11月20日であるため、2023年11月21日付の株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年7月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	520	5.50	2024年5月20日	2024年8月2日

(注) 2024年7月4日取締役会決議による1株当たり配当額については、2023年11月21日付の株式分割後の金額を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信・債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務並びに社債は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で11年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①2024年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,310	3,310	－
(2) 敷金及び保証金	8,124	8,009	△115
資産計	11,435	11,320	△115
(3) 長期借入金	83,059	82,318	△740
(4) リース債務	8,770	8,843	72
(5) 社債	1,455	1,438	△17
負債計	93,285	92,600	△684

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券 (2) 敷金及び保証金」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	41
投資有価証券（関連会社株式）	4
敷金及び保証金	519

3. 「長期借入金」、「リース債務」、「社債」には1年内返済予定分を含んでおります。

② 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	42,991	－	－	－
売掛金	12,246	－	－	－
未収入金	16,291	－	－	－
敷金及び保証金	281	735	882	6,225
合計	71,810	735	882	6,225

③ 短期借入金、長期借入金、リース債務及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	5,500	－	－	－
長期借入金	12,264	45,500	25,229	64
リース債務	2,372	6,013	385	－
社債	336	933	185	－
合計	20,472	52,447	25,800	64

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いた算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,310	－	－	3,310
資産計	3,310	－	－	3,310

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	8,009	－	8,009
資産計	－	8,009	－	8,009
長期借入金	－	82,318	－	82,318
リース債務	－	8,843	－	8,843
社債	－	1,438	－	1,438
負債計	－	92,600	－	92,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失の内訳

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	石川県他	建物及び構築物	317
		リース資産	14
		その他	38
合計			370

(2) 経緯

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社クスリのアオキにおきまして主に閉店を予定している店舗、及び収益性が低下した店舗について、減損損失を認識いたしました。

(3) グルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また売却予定資産、及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.37%で割り引いて算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

ヘルス	42,140百万円
ビューティ	56,187百万円
ライフ	80,977百万円
フード	211,401百万円
調剤	46,168百万円
顧客との契約から生じる収益	436,875百万円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	436,875百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	10,322
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	12,246
契約負債 (期首残高)	2,095
契約負債 (期末残高)	2,342

当社グループにおいて、お買い物の支払いに充当できるポイントを付与するサービスを実施しており、顧客に付与したポイントについて、サービスを提供する履行義務を充足するまで、契約負債として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,168円74銭

(2) 1株当たり当期純利益 130円11銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(取締役に対する募集新株予約権)

当連結会計年度において、第5回新株予約権の権利行使条件を達成したことにより、当連結会計年度の販売費及び一般管理費(株式報酬費用)に6,810百万円を計上し、連結貸借対照表の純資産の部における新株予約権が同額増加しております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,838	流動負債	1,023
現金及び預金	2,932	1年内返済予定の長期借入金	900
未収入金	191	未払金	74
短期貸付金	25,630	賞与引当金	46
その他	84	その他	1
固定資産	14,952	固定負債	6,111
有形固定資産	0	長期借入金	6,015
無形固定資産	5	役員退職慰労引当金	95
投資その他の資産	14,946	負債合計	7,134
関係会社株式	9,374	純資産の部	
長期貸付金	5,530	株主資本	29,794
繰延税金資産	42	資本金	1,167
		資本剰余金	27,054
		資本準備金	167
		その他資本剰余金	26,887
		利益剰余金	1,576
		利益準備金	129
		その他利益剰余金	1,446
		繰越利益剰余金	1,446
		自己株式	△4
		新株予約権	6,862
資産合計	43,791	純資産合計	36,656
		負債・純資産合計	43,791

損益計算書

(2023年5月21日から2024年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		2,457
営業費用		7,789
営業損失 (△)		△5,331
営業外収益		
受取利息	95	
その他	2	97
営業外費用		
支払利息	20	
その他	7	28
経常損失 (△)		△5,262
税引前当期純損失 (△)		△5,262
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	△10	190
当期純損失 (△)		△5,452

株主資本等変動計算書

(2023年5月21日から2024年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,167	167	26,887	27,054	129	7,861	7,991
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△961	△961
当期純損失 (△)						△5,452	△5,452
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△6,414	△6,414
当期末残高	1,167	167	26,887	27,054	129	1,446	1,576

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△4	36,209	52	36,262
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△961		△961
当期純損失 (△)		△5,452		△5,452
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6,810	6,810
事業年度中の変動額合計	△0	△6,415	6,810	394
当期末残高	△4	29,794	6,862	36,656

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 引当金の計上基準
- ① 賞与引当金 従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (3) 収益及び費用の計上基準
当社の収益は、子会社への経営指導及び経営管理、並びに関係会社受取配当金となります。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 25,821百万円 |
| 短期金銭債務 | 21百万円 |
| 長期金銭債権 | 5,530百万円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
- (3) 保証債務
子会社の貸貸人への賃料等の支払に対する債務保証を行っております。
株式会社クスリのアオキ 2百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 2,457百万円

営業費用 8百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 95百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,851株

(注) 当社は2023年11月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 14百万円

役員退職慰労引当金 29百万円

その他 0百万円

繰延税金資産合計 43百万円

繰延税金負債

未収還付事業税等 1百万円

繰延税金負債合計 1百万円

繰延税金資産の純額 42百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 クスリの アオキ	石川県 白山市	300	医薬品・ 化粧品・ 日用雑貨・ 食品、調剤 薬局等の小 売業	所有 直接 100.0%	経営指導等 資金の貸付 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注) 1.(1)	1,437	未収入金	93
							資金の貸付 (注) 1.(2)	－	短期 貸付金	24,510
							資金の回収 (注) 1.(2)	500		
							利息の受取	75	未収入金	75
							連結納税に 伴う回収	9	未収入金	－
子会社	株式会社 ナルック ス	石川県 白山市	50	食品スーパー マーケット 医薬品・化粧 品・日用雑 貨、調剤薬局 等の小売業	所有 直接 100.0%	経営指導等 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1.(2)	－	長期 貸付金	3,850
							資金の回収 (注) 1.(2)	－		
							利息の受取	13		
子会社	株式会社 フクヤ	石川県 白山市	12	医薬品・化粧 品・日用雑 貨、調剤薬局 等の小売業	所有 直接 100.0%	経営指導等 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1.(2)	－	長期 貸付金	1,680
							資金の回収 (注) 1.(2)	－		
							利息の受取	6		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。
- (2) 当社グループは、契約に基づきグループ内の資金の一元管理を行っており、当社は、子会社に対し契約の範囲内で貸付金による資金供給を適宜行っております。貸付金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 314円96銭

(2) 1株当たり当期純損失 △57円64銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(追加情報)

(取締役に対する募集新株予約権)

当事業年度において、第5回新株予約権の権利行使条件を達成したことにより、当事業年度の営業費用(株式報酬費用)に6,810百万円を計上し、貸借対照表の純資産の部における新株予約権が同額増加しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月15日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	吉 岡 礼
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2023年5月21日から2024年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月15日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	向 山 典 佐
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 山 孝 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	吉 岡 礼

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2023年5月21日から2024年5月20日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年5月21日から2024年5月20日までの第26期(2024年5月期)事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社グループの取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月17日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会

常勤監査役 廣 田 和 男 ㊟

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊟

社外監査役 中 村 明 子 ㊟

以 上